



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2826 号 2016.1.24 発行

特別支援校でも有権者教育を 習志野・八千代市選管が教職員に予行演習

東京新聞 2016年1月24日
 県立八千代特別支援学校の教職員の前で投票の流れを実演する選管職員=八千代市で

習志野・八千代両市の選挙管理委員会が、選挙権年齢の十八歳以上への引き下げに伴う有権者教育を、県立八千代特別支援学校（八千代市吉橋）で行うため準備を進めている。有権者教育は普通高校での実施例はあるが、知的障害者らが学ぶ特別支援学校では珍しい取り組み。四月以降に行う本番を前に、両選管の職員が同校教職員の前で予行演習を繰り返した。



「生徒が理解できる内容にしたい。気付いたことを教えてほしい」（習志野市選管）と、教職員約八十人を集め、本番を意識した流れで行った。同校は小学一年から高校三年まで約百八十人が通う。知的障害者施設だが、身体に障害のある人もいる。

約六十分のプログラムで新高校三年生と保護者が対象。選挙で実際に使っている投票箱や記載台などを持ち込み、投票所での投票までの流れを実演する。

郵便による期日前投票、代理記載、代理投票などについてクイズで紹介する。あきらめず意思を示し、選挙権を行使してほしいと伝えるためだ。

また二〇一三年の公選法改正で、成年被後見人の選挙権が回復した。選挙権は譲渡できず、成年後見人であっても、成年被後見人の選挙権は行使できないことも伝える。

講師役の習志野市選管の上野久事務局長は「十八歳以上に引き下げられたが、（有権者教育は）障害のある生徒にまで目が届いていない。選挙権は等しくあることを伝えたい」と話す。

渡部洋史校長は「二月の児童生徒会の選挙で、三月卒業の高校三年生にも選挙について教えたい。繰り返し体験すれば、自信を持って臨める。障害の程度に応じた指導も考えた」と話している。（服部利崇）

障害乗り越え カフェ店員に

中日新聞 2016年1月24日

◆静岡市の支援学校生 夢実現

静岡北特別支援学校南の丘分校（静岡市駿河区）の高等部三年、京優里花（きょうゆりか）さん（17）が、憧れの喫茶店で働く夢をかなえた。大手コーヒーチェーン「スターバックスコーヒージャパン」（東京都）の静岡市内の店舗で四月から働く。学校で接客の心得を磨いて自ら手にした就職内定は、特別支援学校の後輩たちの励みになっている。

京さんが働くのは、静岡市葵区の商業施設「MARK IS 静岡」内の店舗。昨年九月から十月にかけて三週間、採用を目指し実習に励んだ。レジに立つのは難しいが、裏方

として器具や皿を洗ったり、ミルクなどの補充をしたり。新商品の試飲では、店の前でお客にカップを配り「喜んでもらってうれしかった」と、持ち前の柔らかい笑顔で振り返った。

京さんは、学校の作業学習で接客を学んでおり、静岡障害者技能競技大会（アビリンピック）の喫茶サービス種目で、一、二年生の時に優勝した。二年生の六月にも、授業の一環でこの店舗で二週間職場実習をし「ここで働きたい」と思うようになった。

スターバックスではアルバイトも含め、従業員を「パートナー」と呼ぶ。二〇〇二年から、障害者手帳を持つ人で、働く際に支援が必要な人を「チャレンジパートナー」として東京都の店舗から採用を開始。昨年六月現在、全国で二百一人が働く。静岡県では昨年採用活動を始め、今回初めて、京さんを含め特別支援学校高等部三年の女子生徒三人が内定した。

京さんは軽い知的障害で、どれくらい店が混雑するかを見越して動いたり、あいまいな表現での指示を理解したりするのは難しい。井戸富友紀店長は「用語をきちんと言ったり、水をここらへんまで、ではなく六リットル入れて、と具体的に示したりするようにした。でもそれは、店舗のパートナーの皆が仕事の基本を再確認した程度で特別なことではない」と話す。

実習中、氷が少なくなっているのに気付いて「入れましょうか」と自分から動いたり、お客さんから直接頼まれて子ども用のいすを出したりと、言われた仕事以外もこなせた。佐藤徹副校長は「認めてもらえる雰囲気があると本人も努力できるようになる。皆さんの支援で、最大限の力を発揮していると思う」と感謝する。

チャレンジパートナーは個人の状況に合わせて働く時間や内容を決める。一年後からは正社員登用の道も開いている。京さんは「笑顔を生かしてお客さんに喜んでもらいたい」と、働き始めるのを心待ちにしている。（神谷円香）

<特別支援学校卒業生の就職> 県教委によると、県内の特別支援学校高等部の卒業生のうち、2014年度は35・6%に当たる221人が一般企業に就職した。就職率は全国平均より高く、12年度に初めて30%を超えるなど少しずつ上がっているが、希望者全員の就職には至っていない。

「オール愛南」でサツキマス順調 地域経済に活力 愛媛新聞 2016年01月24日 養殖サツキマスの成長をパソコン画面で確認する漁協職員ら＝13日、愛南町中浦



愛媛県愛南町の産官学が連携してサツキマス（アマゴ）の試験養殖に取り組んでいる。昨年12月には稚魚3千匹を御荘湾のいけすに放流し、順調な成育ぶりを確認している。種苗生産から出荷まで一貫して町内の事業者らで行う「オール愛南」体制を目指し、早ければ3月にも一部出荷を始める。

試験養殖はブリなど主力養殖魚の販売が伸び悩む中、新たな町の魚を育てようと愛南漁協が発案。漁協の青年漁業者連絡協議会と愛媛大南予水産研究センターの三浦智恵美講師（55）のチーム、町の3者が共同で2014年度に始めた。

サツキマスの養殖期（12～3月ごろ）はハマチなどの出荷を終えた時期と重なり、空いたいけすを活用できる利点がある。他の養殖魚種に比べ、少ない量のえさと短期間で成育できるのも魅力だ。

本年度からは同町緑地区でアマゴの陸上養殖を行う障害者就労支援のNPO法人「ハートinハートなんぐん市場」の稚魚を活用。0.8～1キロに育て東京の市場に活魚で出荷する予定。将来的には希少性を生かした高級魚路線での販売展開を見据える。

ボランティアの基本は ふじみ野で「大人塾」開講 将来に備え人材育成



東京新聞 2016年1月24日
障害の種類による接し方の違いなどについて講演する渋谷宏明さん＝ふじみ野市で

ボランティア活動を始めようとする人や興味のある人を対象にした「ボランティア大人塾」の第一回講座が二十三日、ふじみ野市のうれしのまちづくり会館で開かれた。

同市で地域支え合い事業「ふじみ野市支え愛センター」を運営するNPO法人ふじみ野明るい社会づくりの会（北沢紀史夫代表理事）の主催で「ボランティアの基本だけでなく、教養と思いやりの精神を育て、複雑化する社会のニーズに合うボランティアを育成する」のが目的。前期は六回の講座を行い、後期（七～十一月）はあらためて参加者を募集する。

第一回の講師は県総合リハビリテーションセンター事務局長の渋谷宏明さんが務め、左脳にダメージを受けると右半身まひや言語障害が起きるなど障害の種類や特徴について解説。「車いすを介助して坂を下るとき、絶対守らなければいけないのはバックで下りること」などと、障害者との接し方を事例をまじえて分かりやすく説明した。

参加した同市内の女性（65）は「昨年六月に引っ越してきて、市のことを知りたいと思ったのと、自分に何かできることがあればやってみたいという気持ちで参加した」と話した。

北沢代表理事は「支え愛センターは発足から五年間で利用時間が十万時間を超え、県内で断トツの実績。実際に活動するボランティアは約百十人だが、今後、高齢者支援の受け皿として期待されており、ボランティアの不足が予想される」と開講の動機を語った。

問い合わせは同センター＝電049（293）6274＝へ。（中里宏）

舞台公演「ウルトラ」－Lifemap－【1月30日（土）】

西日本新聞 2016年01月23日

30日（土）午後7時と31日（日）午後2時、福岡市南区大橋のゆめアール大橋。市文化芸術振興財団と福岡の障害者支援施設「工房まる」の運営を行うNPO法人まるが、障害者の芸術活動を通し社会におけるさまざまな既成の「価値」「枠」を捉え直すことを目的とした企画の9回目。公募で集まった障害がある10人が出演する。入場料一般2千円（当日2500円）など。同財団＝092（263）6265（平日のみ）。

赤ちゃんのインフル予防、どうすれば 人混み避け消毒も 浜田知宏



朝日新聞 2016年1月24日
大人の予防接種も大切だ＝大阪市の荻野レディースクリニック
インフルエンザが全国的な流行期に入りました。マスクや予防接種で対策する人が多いでしょう。でも、赤ちゃんはどちらも難しい。どんな予防方法があるのか、専門家に聞きました。

インフルエンザは、せきやくしゃみ、会話で発生したしぶき（飛沫〈ひまつ〉）に含まれるウイルスが、別の人の気道の粘膜に感染して発病する。国立感染症研究所によると、流行の時期は例年12月～翌3月ごろ。今年も、患者数は増えているという。

「有効な対策は人混みを避けること。でも、どうしても外出が必要な場合は、しぶきを

意識して予防して」と、同研究所の感染症疫学センター第三室の多屋馨子室長は呼びかける。

会話やくしゃみで飛ぶしぶきの距離は、約1～2メートル。エレベーターや電車など、人との距離が近い場所では、ベビーカーの日よけをおろし、赤ちゃんにしぶきがかからないようにするのも対策の一つだ。

家庭でも、しぶきを意識した対応が必要だ。家族がインフルエンザにかかった場合は、室内でもマスクをつけ、赤ちゃんとは別室で休養させる方が望ましい。しぶきがついた可能性のある床やテーブルは、アルコールで拭くことで、何でも口に入れる赤ちゃんを感染から守れる可能性が高くなる。

母乳からは感染しないが、授乳時は顔の距離が近づくのでマスクが必要だという。

高齢者見守りで千代田区がセブン-イレブンと協定 東京 産経新聞 2016年1月24日

千代田区は、コンビニエンスストア大手のセブン-イレブン・ジャパンと、区の「高齢者安心生活見守り隊運動」を推進する協定を締結した。

運動は、地域の町会や企業、福祉施設などが自主的に高齢者や障害者を見守る取り組みで、締結は22日付。同社は区内で79店を展開しており、来店した高齢者に認知症が疑われた場合などに声をかける。

配達サービスを実施している約40店では、配達時に異変を察知した場合に区の相談センターなどへ情報を提供する。区は、同センターで24時間365日態勢で情報提供を受け、対象者を支援する。

タクシー代 前橋市が補助...移動困難な人対象

読売新聞 2016年01月24日

前橋市は23日、高齢者や障害者など移動が困難な人を対象に、タクシーの利用運賃を補助する「マイタク（でまんど相乗りタクシー）」の運行を市内全域で始めた。この日は、同市日吉町の市総合福祉会館で出発式が行われ、事前に登録した高齢者約20人が乗車した。

名前などが書かれた利用登録証を運転手に見せてタクシーに乗車する人たち（前橋市日吉町で）



マイタクの乗車時に利用登録証を乗務員に見せ、降車時に利用券を渡す。2人以上で乗車した場合は1人最大500円、1人の場合は運賃の半額（最大1000円）が支援される。前橋地区ハイヤー協議会に所属する10社のタクシーを対象に、1人1日2回まで、年間120回まで乗車できる。

利用できるのは、〈1〉75歳以上〈2〉65歳以上で運転免許証を持っていない〈3〉障害者や妊産婦などに該当する〈4〉運転免許証を自主返納した—のいずれかの人。市交通政策課によると、今月18日までに7117人が登録した。

出発式に出席した同市広瀬町の清水吉郎さん（80）は「働いている子供に運転を頼まなくてすみ、気兼ねなく通院などに出かけられる」とうれしそうだった。

市は当初、予約制の乗り合いバスの運行を目指していたが、バスやタクシー業界などが民業圧迫として反発。タクシーの利用運賃を補助する形に変更し、6地区で実証実験を行っていた。

成年後見 増える首長申請 14年度38件 背景に高齢・核家族化

中日新聞 2016年1月24日

金沢家裁管内

市区町村長名で成年後見制度を申し立てる際の手続きについて学ぶ参加者＝県地場産業振興センターで



認知症などで判断能力が低下したお年寄りの財産管理などを支援する成年後見制度のうち、身寄りの無い人のために市区町村長名で支援の可否を裁判所に申し立てる件数が全国で増えている。金沢家庭裁判所管内でも同様に、高齢化と核家族化の進行により、親族関係が疎遠になっていることが要因とみられる。(兼村優希)

ケアマネジャーや福祉施設関係者が制度を学ぶセミナーが二十二日、金沢市鞍月の県地場産業振興センターで開かれ、金沢家裁と市の担当者らが実情を明かした。「家族が高齢者の通帳を持って失踪し、入院費が支払えない」「認知症が進み、介護施設と契約したいが本人に判断能力が無い」。切実な事例ばかりだった。

金沢と津幡、内灘、かほくの四市町を管轄する同家裁に二〇一四年度、自治体の首長名で申し立てがあった件数は三十八件と前の年度より七件増加。担当者は「受け付けをしている感覚では、一五年度はさらに増えそう」と話す。

金沢家庭裁判所に市町長名で成年後見人の申し立てがあった件数



通常は本人や配偶者、子が裁判所に申し立てる場合が多いが、二親等以内の親族がいなか、遠方に住んでいるなど申請が困難な場合に、首長の申し立てが採用される。地域包括支援センターや病院からの要請が多く、同居人から虐待を受けているなど迅速な対応が求められるケースもある。金沢市によると、市役所への申請から後見開始まで長くて三カ月ほどかかる。

セミナーを金沢市と共催した市社会福祉協議会の担当者は「家族間が疎遠になり、独居老人が増えたり、一人で親を世話していた子どもが介護疲れなどで虐待に走ってしまう事例が増えているのでは。まずは行政や関係機関などに相談してほしい」と話した。

障害者虐待が大幅増 26年度 通報など69件、認定は40件 愛媛

産経新聞 2016年1月24日

愛媛県は、平成26年度の県内での障害者虐待の状況をまとめた。県や各市町の障害者虐待防止センターなどに届け出・通報があったのは69件と前年度(21件)に比べて大幅に増加し、虐待と認定された事例は40件と前年度比で25件増えた。

県障害福祉課によると、虐待と認定された事例のうち家族ら養護者によるケースが39件、障害者福祉施設の職員によるものが1件。虐待と認定された事例を分類(重複を含む)すると、たたくななどの身体的な虐待が26件と最も多く、暴言をはくなどの心理的虐待が16件。このほか、障害者年金を渡さないなど経済的虐待10件、食事を与えないなど放棄・放任7件、性的虐待4件だった。

同課は「障害者虐待防止法が浸透し届け出や通報が増え、問題が重大化する前に行政が問題解決のため対応できる。虐待が疑われる場合は行政の窓口相談してほしい」と話している。

社説：【療養病床再編】今度こそ確かな安心を

高知新聞 2016年01月24日

医療の必要性は低いのに、高齢者が家庭の事情などで病院で暮らさざるを得ない。こんな社会的入院の場にもなる「療養病床」の在り方が、あらためて問われている。

療養病床の再編問題で厚生労働省の有識者検討会は、全国の約33万床のうち約14万床を廃止し、医療と住まいが一体化した2種類の施設新設を盛った報告書をまとめた。

10年前の再編計画が順調に進んでいたら、療養病床の問題は解決に向かってはいただった。

なぜそうならなかったのか。この点を検証し、その反省を踏まえながら廃止後の受け皿づくりを考えることが大切だ。

療養病床は適用される保険によって医療型と介護型に分かれるが、高齢者の社会的入院は社会保障費の上昇につながるため、厚労省は2006年に再編方針を打ち出した。

当時の療養病床は約38万床。2011年度末までに医療型は25万床から15万床に減らし、介護型は13万床を全廃するとしていた。

計画通りだと、病床は大幅に減っているはずなのに、2015年段階で33万床もある。全廃方針だった介護型は6万床を超えている。

高齢者の増加もあって、医療、介護のニーズを的確に予測することは難しい。こんな事情があっても療養病床の再編は、予測と結果の落差が大きすぎる。計画の練り直しに当たっては、この苦い体験から教訓をくみ取る必要がある。

2006年計画では医療型と介護型で合わせて23万床が削減され、これに見合う受け皿が必要だった。そうしないと「医療・介護難民」の発生は避けられない。

受け皿としてはコストの低い老人保健施設、自宅などが想定されたものの、転換は期待通りには進まなかった。老健施設では報酬の低さ、在宅では支援態勢の不十分さが指摘されている。

厚労省は、療養病床を削減することで社会保障費の抑制を目指していた。そんな思いがあっても、受け皿づくりが進まなければ絵に描いた餅で終わってしまう。

2017年度末までに約14万の療養病床を廃止する厚労省にとって、前回のつまずきは反省材料といえる。

有識者検討会の報告書は、新たな受け皿として「医療内包型」「医療外付型」の2施設を構想する。ともに医師らが常駐するが、前者は入所者の容体急変にも対応でき、後者は容体が安定している人の利用を想定している。

しかし2種類の新施設は、既存の老健施設、特別養護老人ホーム、グループホームなどと機能が重なることはないのだろうか。役割分担を明確にする必要がある。

利用者の負担額が大きいと低所得者には遠い存在になる。負担額の設定もポイントの一つだ。

厚労省はこれから新施設の具体像や患者の費用負担などを詰める。2006年再編の教訓を生かし、利用者の安心につなげてもらいたい。

社説：厚生年金未加入／200万人の老後是正を 河北新報 2016年1月24日

将来、不安定な老後を送らざるを得ない「低年金者」を続出させてはならない。そうなる恐れが強い現状を早急に是正する必要がある。

本来なら会社員向けの厚生年金の対象なのに未加入で、給付額が低くなる国民年金に加入している人が約200万人に上ることが厚生労働省の推計で分かり、政府は対策に乗り出す方針を表明した。

保険料の負担を逃れるため、事業所が加入手続きを取っていないとみられる。そうした事業所は推計で約79万カ所あるという。

できるだけ速やかに全事業所の実態を調べ、保険料を負担する能力があるのに加入させていないといった悪質なケースに対しては、厳しい姿勢で是正を指導するべきだ。

厚生年金は、株式会社をはじめ全ての法人事業所と、従業員5人以上の個人事業所が適用対象。正社員に加え、勤務時間が正社員の4分の3以上のパート従業員らを加入させる義務がある。

保険料は現在月給の18%弱で、事業主と働く人が折半で負担する。将来の給付は国民年金よりも手厚い。国民年金は、保険料全額が加入者負担で40年間納めた満額でも月約6万5千円なのに対し、厚生年金ならこの額に、収入に応じた上乘せ分を受け取れる。

この保険料の半額負担を逃れようと加入手続きをしない事業者があることについては、以前から指摘されてきた。

2006年に総務省が、未加入者は約267万人に上ると推計し、厚労省に改善勧告をした経緯がある。

だが、当時も今回も、厚生年金の適用を逃れている可能性のある事業所が全加入対象の約3割であることを考えれば、この10年、この問題をめぐる基本的な構造は変わっていないともいえる。

裏を返せば、厚労省と日本年金機構（旧社会保険庁）が問題の改善に本気で取り組んできたのかどうか、疑いの目を向けざるを得ない。

今度こそ、未加入の一扫に向け本腰を入れるべきだ。遺漏なく実態を調べ、悪質な負担逃れには厳しく対処していくことが不可欠だ。

未加入の大半は中小・零細事業者で家族経営も多いとされる。それぞれが事情を抱えるにしても、事業主は社会的責任を放棄してはならない。

ルールに従い加入手続きを取って、従業員が老後の不安をそう意識せずに働けることは、企業にとってもプラスに作用するはずだ。

働く人も、給与明細や「ねんきん定期便」で確認し、未加入なら年金事務所に相談する。そう意識を改めたい。

国民年金は、もともと定年がない自営業者らのための制度であり、老後に収入を得にくい会社員らにとっては十分な額とはいえず、暮らしが不安定になる恐れがある。

子どもはむろんのこと、高齢者の貧困も深刻だ。年間80万円程度以下の低所得の年金受給者は約600万人もあり、生活保護も約162万受給世帯のうち、約半分が高齢者世帯という現実がある。

未加入者約200万人の将来をも懸念せざるを得ない。可能な限りゼロに近づけるよう取り組みを強化したい。

社説：ヘイトスピーチ 条例に頼らぬ抑止策 北海道新聞 2016年1月24日

特定の人種や民族を標的に暴力的な言葉を連呼して、差別をあおり立てる「ヘイトスピーチ」（憎悪表現）の抑止を目指す全国初の条例が、大阪市議会で成立した。

2014年に最高裁が、京都の朝鮮学校に対するヘイトスピーチを人種差別に当たると認定した。

にもかかわらず、事態はいっこうに収まる気配を見せていない。このため大阪市は条例による規制が必要と判断したのだろう。

だが、これで根絶になると考えるのは早計だ。

なにより重要なのは、ヘイトスピーチは人間の尊厳を侵害する恥ずべき行為であるという認識を広める取り組みだ。そんな社会をつくっていく必要がある。

条例はヘイトスピーチを「特定の人種や民族を社会から排除する目的で、不特定多数の者が内容を知り得る場所や方法によって誹謗（ひぼう）中傷する」表現活動と定義した。

被害の申し出があれば、有識者でつくる審査会が実態を調査し、ヘイトスピーチと認めれば、市長が団体名を市のホームページで公表する対応策を盛り込んだ。罰則規定はない。

街頭で特定の民族に対し「殺せ」「出て行け」と叫ぶことなど、許されるわけがない。

だから、旭川や釧路など道内の18市町議会を含め多くの地方議会も、対策強化を求め意見書を採択している。

一方、法や条例による規制には「表現の自由」を侵す懸念もある。慎重な対応が求められよう。

北大大学院の尾崎一郎教授は本紙で、法規制に一定の効果を認めながら「万能でないことも理解しておく必要がある」と指摘した。

規制に踏み切れば、加害行為の影響の大きさを認めることになるため、逆に行為を助長しかねないという負の作用もあるという。

法の抑止効果という面で考えておかなければならない視点だ。

札幌市内で今月中旬に開かれた市民集会で、ヘイトスピーチへの抗議活動を関西で続ける元自衛官泥（どろ）憲和さんは「社会全体で『恥ずかしいこと』と粘り強く言い聞かせなければならない」と訴えた。

同時に、品性を欠く言葉の暴力を、まともに取り合わないようにすることも大事になってくる。

そのためには、ヘイトスピーチへの国民の関心をもっと高めなければならない。教育の場で取り上げることなども期待したい。

政府は遅れている実態把握を急ぐとともに、被害者救済も含め対策に全力を挙げる必要がある。

社説：ヘイト抑止条例／憎悪の芽を摘むモデルに 神戸新聞 2016年1月23日

「ヘイトスピーチ」（憎悪表現）と呼ばれる、人種差別的な言動の抑止を目的にした大阪市の条例が成立した。市議会では、自民党系会派を除く議員が賛成した。

条例案は昨年5月、当時の橋下徹市長が提出した。対立する政党や政治家、批判的なマスコミや学識者らを激しく攻撃してきた橋下氏だが、ヘイトスピーチについては対策の必要性を強く訴えていた。

法規制をめぐる国会での審議が進まない中、在日コリアンが数多く暮らす大阪市が全国に先駆けて、独自制度を導入した。他の自治体のモデルとなるだろう。

同じように在日外国人の多い神戸市や阪神間をはじめ、兵庫県内の自治体も深刻化するこの問題にどう対応すべきか、考える必要がある。

大阪市の条例は、ヘイトスピーチについて「特定の人種や民族を社会から排除する目的で、不特定多数の者が内容を知り得る場所や方法によって誹謗（ひぼう）中傷する表現活動」と、初めて具体的に定義した。コリアンタウンがある東京・新大久保や大阪・鶴橋で、一部団体が「殺せ」「たたき出せ」と叫びながら繰り返したデモなどを念頭に置く。

その上で、こうした街宣活動が市内で展開されたり、市民に関係したりする場合、有識者でつくる審査会の実態調査を経て、市長が団体名をホームページで公表すると定める。街宣活動以外に、インターネットや印刷物などを利用した誹謗中傷も公表対象に含めている。

一方、市民団体などが求めた表現規制や罰則は見送られた。団体名公表だけで確信的なヘイトスピーチを抑えられるか、疑問は残る。また、原案から被害者への訴訟費用貸与制度が削られたが、聞くに堪えない言葉を浴びせられ、心に傷を負った被害者の救済措置も欠かせない。こちらは国レベルでの取り組みを考えるべきだろう。

行き過ぎた規制は表現の自由を侵害する恐れがある。条例では、不当に侵害しないよう留意することも定めた。バランスを考慮しながら対策に生かすことが求められる。

憎しみは、より少数者、弱者へと向かう傾向がある。規制だけに頼っては、憎悪や差別の芽を摘むことはできない。教育や交流活動などを通じて、異なる文化や生活習慣を理解する心を育むことが必要だ。

